

### 第3号議案 各種規程の改正

2018.03.25

#### 1 基本規程の専門委員会関係並びに加盟団体等に関すること。

平成29年度 臨時評議員会

#### NBBA 基本規程 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所

現行	改定後	備考
<p style="text-align: center;">第6節 専門委員会</p> <p>第18条〔専門委員会の設置〕</p> <p>理事会の決議を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務委員会</li> <li>② 競技委員会</li> <li>③ 規律委員会</li> <li>④ 審判委員会</li> <li>⑤ 強化委員会</li> <li>⑥ ユース育成委員会</li> <li>⑦ スポーツ医科学委員会</li> <li>⑧ 指導者育成委員会</li> <li>⑨ 広報委員会</li> <li>⑩ 3×3委員会</li> </ul> <p>第31条〔施行〕</p> <p>本規程は、平成27年3月21日から施行する。</p> <p>平成29年3月20日一部改定 平成29年6月11日一部改定 (第13条)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 専門委員会</p> <p>第18条〔専門委員会の設置〕</p> <p>理事会の決議を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務委員会</li> <li><b>② 競技会委員会</b></li> <li>③ 規律委員会</li> <li>④ 審判委員会</li> <li>⑤ 強化委員会</li> <li>⑥ ユース育成委員会</li> <li>⑦ スポーツ医科学委員会</li> <li><b>⑧ 指導者養成委員会</b></li> <li>⑨ 広報委員会</li> <li>⑩ 3×3委員会</li> <li><b>⑪ U18部会</b></li> <li><b>⑫ U15部会</b></li> <li><b>⑬ U12部会</b></li> <li><b>⑭ 学生部会</b></li> </ul> <p>第31条〔施行〕</p> <p>本規程は、平成27年3月21日から施行する。</p> <p>平成29年3月20日一部改定 平成29年6月11日一部改定 (第13条) <b>平成30年3月21日一部改定 (第18条)</b></p>	<p>②, ⑧JBA必須設置の依頼により、名称を合わせた。</p> <p>⑪から⑬JBAの設置指示による。 ⑭当協会として必要と認めた。</p>

第4節 役員

第11条〔役員を選任〕

理事は、加盟団体等の推薦による者のほか、学識経験者から選任する。

- (2) 前項に定める加盟団体等は別表Aの通りとし、加盟団体等の選出理事の数は11名以内とする。また、学識経験者の選出理事の数は9名以内とする。

別表A 加盟団体等

新潟市バスケットボール協会
長岡市バスケットボール協会
上越市バスケットボール協会
三条バスケットボール協会
柏崎バスケットボール協会
新発田市バスケットボール協会
小千谷市バスケットボール協会
十日町市バスケットボール協会
村上市バスケットボール協会
燕市バスケットボール協会
糸魚川市バスケットボール協会
妙高市バスケットボール協会
五泉市バスケットボール協会
佐渡バスケットボール協会
魚沼市バスケットボール協会
南魚沼市バスケットボール協会
新潟県高等学校体育連盟
新潟県中学校体育連盟
※新潟県クラブバスケットボール連盟
※新潟県ミニバスケットボール連盟
※新潟県実業団バスケットボール連盟
※新潟県学生バスケットボール連盟
※新潟県家庭婦人バスケットボール連盟

第4節 役員

第11条〔役員を選任〕

理事は、加盟団体等の推薦による者のほか、学識経験者から選任する。

- (2) 前項に定める加盟団体等は別表Aの通りとし、加盟団体等の選出理事の数は11名以内とする。また、学識経験者の選出理事の数は9名以内とする。

別表A 加盟団体等

新潟市バスケットボール協会
長岡市バスケットボール協会
上越市バスケットボール協会
三条バスケットボール協会
柏崎バスケットボール協会
新発田市バスケットボール協会
小千谷市バスケットボール協会
十日町市バスケットボール協会
村上市バスケットボール協会
燕市バスケットボール協会
糸魚川市バスケットボール協会
妙高市バスケットボール協会
五泉市バスケットボール協会
佐渡バスケットボール協会
魚沼市バスケットボール協会
南魚沼市バスケットボール協会
<b>新潟県社会人バスケットボール連盟</b>
新潟県高等学校体育連盟
新潟県中学校体育連盟
新潟県ミニバスケットボール連盟

新潟県社会人バスケットボール連盟の設立による。  
(現行の※印の連盟が統合)

附則

**この内規は、平成27年3月21日から施行する  
平成30年3月21日一部改定**

## 別表B

## 専門委員会の所管事項

- 2 競技委員会  
 (1) チーム登録及び競技者登録に関すること。  
 (2) 本協会が主催又は主管する競技会の企画、調整及び運営に関すること。  
 (3) その他の競技会の開催に関すること。  
 (4) ブロック大会及び県内各種競技会の日程調整に関すること。
- 8 指導者育成委員会  
 (1) 指導者の養成及び資質向上に関すること。  
 (2) 講習会の開催、各カリキュラムの作成に関すること。  
 (3) 公認指導者の養成(日本体育協会・JBA)及び資格認定に関すること。  
 (4) その他の指導者に対するバスケットボール競技の教育普及に関すること。

## 別表B

## 専門委員会の所管事項

- 2 競技会委員会  
 (1) チーム登録及び競技者登録に関すること。  
 (2) 本協会が主催又は主管する競技会の企画、調整及び運営に関すること。  
(3) 県内における全ての競技会の監理に関すること。  
 (4) ブロック大会及び県内各種競技会の日程調整に関すること。
- 8 指導者養成委員会  
 (1) 指導者の養成及び資質向上に関すること。  
 (2) 講習会の開催、各カリキュラムの作成に関すること。  
 (3) 公認指導者の養成(日本体育協会・JBA)及び資格認定に関すること。  
 (4) その他の指導者に対するバスケットボール競技の教育普及に関すること。
- 11 U18部会  
(1) U18年代クラブチーム・ユースチームの把握・連携に関すること。  
(2) 県内におけるU18年代の競技会に関すること。  
(3) 県高体連との連携に関すること。
- 12 U15部会  
(1) U15年代クラブチーム・ユースチームの把握・連携に関すること。  
(2) 県内におけるU15年代の競技会に関すること。  
(3) 県中体連との連携に関すること。
- 13 U12部会  
(1) U12年代カテゴリー(U10以下の低年齢層を含む)におけるバスケットボールの普及に関すること。  
(2) ユース育成方針に沿ったU12年代の県内における競技会に関すること。

JBAの設置指示により名称を改め、内容が追加された。

JBAに合わせて名称を変更した。

11から14を新たに追加した。

	<p><u>(3) U12年代カテゴリーの指導者・保護者等に対する指導モラル・マナーの啓発活動に関すること。</u>  <u>(4) 県ミニ連盟との連携に関すること。</u></p> <p><b>14 学生部会</b></p> <p><u>(1)学生部(大学・短大・専門学校)の運営に関すること。</u>  <u>(2)県内の学生競技会に関すること。</u></p> <p><b>附則</b>  この内規は、平成27年3月21日から施行する  <u>平成30年3月21日一部改定</u></p>	
--	---	--

2 加盟登録規程のカテゴリー区分及びチーム区分並びにチーム加盟料、競技者登録料に関すること。

NBBA 加盟登録規程 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

現行	改定箇所	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第2条〔定義〕  本協会の所属団体に関する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>② 傘下団体  チーム又は選手の属性によって分類される全県的に組織された各種の連盟であって、本協会の趣旨に賛同し理事会が認めたもの</p> <p>第3章 傘下団体</p> <p>第7条〔各種の連盟〕  本協会の傘下団体となる各種の連盟は、次の各号のとおりとする。</p> <p>① 新潟県実業団バスケットボール連盟  ② 新潟県クラブバスケットボール連盟  ③ 新潟県学生バスケットボール連盟</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条〔定義〕  本協会の所属団体に関する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>② <u>傘下団体等</u>  チーム又は選手の属性によって分類される全県的に組織された各種の連盟であって、本協会の趣旨に賛同し理事会が認めたもの</p> <p>第3章 <u>傘下団体等</u></p> <p>第7条〔各種の連盟〕  本協会の傘下団体となる各種の連盟は、次の各号のとおりとする。</p> <p>① <u>新潟県社会人バスケットボール連盟</u>  ② <u>新潟県高等学校体育連盟 (協力団体)</u>  ③ <u>新潟県中学校体育連盟 (協力団体)</u></p>	<p>新潟県社会人バスケットボール連盟の設立による。  ②③はJBAとの関係による。</p>

- ④ 新潟県家庭婦人バスケットボール連盟
- ⑤ 新潟県高等学校体育連盟
- ⑥ 新潟県中学校体育連盟
- ⑦ 新潟県ミニバスケットボール連盟

## 第5章 加盟チーム

### 第11条〔加盟種別〕

加盟チームの加盟種別は、次の各号のとおりとする。

- ① 一般
 

次のいずれかの連盟に所属するチーム又は主に18歳以上の選手により構成されるチーム

  - ア 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
  - イ 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ機構(WJBL)
  - ウ 新潟県実業団バスケットボール連盟
  - エ 新潟県クラブバスケットボール連盟
  - オ 全日本教員バスケットボール連盟
  - カ 新潟県学生バスケットボール連盟
  - キ 全国専門学校バスケットボール連盟
  - ク 新潟県家庭婦人バスケットボール連盟
- ② 高専全国高等専門学校体育協会バスケットボール専門部に所属するチーム
- ③ U-18
 

新潟県高等学校体育連盟に所属するバスケットボールチーム又は18歳未満の選手により構成されるチーム

- ④ 新潟県ミニバスケットボール連盟

## 第5章 加盟チーム

### 第11条〔加盟種別〕

加盟チームのカテゴリー区分、チーム区分は、次の各号のとおりとする。

- ① 一般
  - ア WJBL
  - イ Bクラブ
  - ウ オープン
  - エ オーバーエイジ40
  - オ エンジョイ
  - カ オーバーエイジ50
  - キ 専門学校
  - ク 大学

- ② U18

- ア 高校
- イ 高専

の関係による。

JBAの改定に伴い改める準備をした。

※表記についてはJBAの基本規程が改定となった後、改めて正式なものとする。

- ⑤ U-15  
新潟県中学校体育連盟に所属するチーム又は15歳未満の選手により構成されるチーム

- ⑤ U-12  
新潟県ミニバスケットボール連盟に所属するチーム又は12歳未満の選手により構成されるチーム

- (2) 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。

第13条〔加盟料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。本協会への加盟料の他にJBA並びに各種別が定める加盟料を合わせて納付しなければならない。

ウ Bユース  
エ クラブ

- ③ U15

ア 中学  
イ Bユース  
ウ クラブ

- ④ U12

ア クラブ

- ⑤ 障がい者

ア 車椅子  
イ 車椅子ツイン  
ウ デフ  
エ FID

- (2) 前項に定める年齢は、登録年度の4/2～翌年4/1に達する年齢を基準とする。

第13条〔加盟料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める加盟料を本協会に納付しなければならない。  
また、本協会への加盟料の他にJBAが定める加盟料を合わせて納付しなければならない。

JBAの改定に伴い改める準備をした。

※表記についてはJBAの基本規程が改定となった後、改めて正式なものとする。

JBAの改定に伴い改める準備をした。

- ① 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL) 20,000円
- ② ② 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ機構(WJBL) 5,000円
- ③ 新潟県実業団バスケットボール連盟 5,000円
- ④ 新潟県クラブバスケットボール連盟 5,000円
- ⑤ 全日本教員バスケットボール連盟 13,000円
- ⑥ 新潟県学生バスケットボール連盟 13,000円
- ⑦ 全国専門学校バスケットボール連盟 13,000円
- ⑧ 新潟県家庭婦人バスケットボール連盟 5,000円
- ⑨ 全国高等専門学校体育協会バスケットボール専門部 12,000円
- ⑩ 新潟県高等学校体育連盟・U-18 12,000円  
(定通制部に所属するチームを含む)
- ⑪ 新潟県中学校体育連盟・U-15 1,000円
- ⑫ 新潟県ミニバスケットボール連盟・U-12 500円

第6章 登録

第18条〔登録料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。

- ① 一般社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL) 選手数×1,000円
- ② 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ機構(WJBL) 選手数×300円
- ③ 新潟県実業団バスケットボール連盟 選手数×300円

→ ① 一般

② U18

③ U15

④ U12

⑤ 障がい者

10,000円

4,000円

2,500円

1,000円

※表記についてはJBAの基本規程が改定となった後、改めて正式なものとする。

※チーム加盟料は左記の通りに改定する。

第6章 登録

第18条〔登録料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれかチーム区分に定める所属選手数に応じた競技者登録料を本協会に納付しなければならない。また、本協会への競技者登録料の他にJBAが定める競技者登録料を合わせて納付しなければならない。

JBAの改定に伴い改める準備をした。

※表記についてはJBAの基本規程が改定となった後、改めて正式なものとする。

※チーム加盟料は左記の通りに改定する。

- ④ 新潟県クラブバスケットボール連盟  
選手数 × 300円
- ⑤ 新潟県学生バスケットボール連盟  
選手数 × 300円
- ⑥ 全国専門学校バスケットボール連盟  
選手数 × 300円
- ⑦ 新潟県家庭婦人バスケットボール連盟  
選手数 × 300円
- ⑧ 全日本教員バスケットボール連盟  
選手数 × 300円
- ⑨ 一般 選手数 × 300円
- ⑩ 全国高等専門学校体育協会  
選手数 × 300円
- ⑪ 新潟県高等学校体育連盟・U-18  
選手数 × 300円(定通制部に所属するチームを含む)
- ⑫ 新潟県中学校体育連盟・U-15  
選手数 × 100円
  
- ⑬ 新潟県ミニバスケットボール連盟・U-12  
選手数 × 100円

第7章 附則

第23条〔施行〕

この規程は、平成27年3月21日から施行する。  
平成28年3月20日一部改定

① 一般

選手数 × 1,000円

② U18

選手数 × 500円

③ U15

選手数 × 500円

④ U12

10歳以上 選手数 × 400円  
9歳以下 選手数 × 0円

⑤ 障がい者

第7章 附則

第23条〔施行〕

この規程は、平成27年3月21日から施行する。  
平成28年3月20日一部改定  
平成30年3月21日一部改定

※その他、JB  
A基本規程の  
改定を待って  
改めて条文の  
見直しをする。





### 3 評議員及び役員選出に関すること。

#### NBBA 基本規程 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所

現行		
第2章 組織 第2節 評議員	第2章 組織 第2節 評議員	
<p>第3条〔評議員の選任〕</p> <p>評議員は、加盟団体及び傘下団体(以下、「加盟団体等」という。)の推薦による者のほか、学識経験者から選任する。</p> <p>(2) 前項に定める加盟団体等は別表Aの通りとし、加盟団体等の選出評議員の数は15名以内とする。また、学識経験者の選出評議員の数は5名以内とする。</p> <p>(3) 評議員は、本協会の役員を兼ねることはできない。</p>	<p>第3条〔評議員の選任〕</p> <p>評議員は、加盟団体及び傘下団体等(以下、「加盟団体等」という。)の推薦による者のほか、学識経験者から選任する。</p> <p>(2) 前項に定める加盟団体等は別表Aの通りとし、加盟団体等の選出評議員の数は15名以内とする。また、学識経験者の選出評議員の数は<b>6名</b>以内とする。</p> <p>(3) 評議員は、本協会の役員を兼ねることはできない。</p>	<p>評議員間に生ずる任期のずれを解消するため。第3号議案(審議)の際に説明。</p>

#### NBBA 評議員及び役員選出内規 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所

現行		
第1章 総則	第1章 総則	
<p>第2条(評議員の選出方法)</p> <p>(1) 加盟団体・傘下団体(以下、「加盟団体等」という。)からの選出評議員数は14名とし、当分の間、次に掲げる区分から各1名とする。</p> <p>柏崎バスケットボール協会、新発田市バスケットボール協会、小千谷市バスケットボール協会、十日町市バスケットボール協会、村上市バスケットボール協会、燕市バスケットボール協会、糸魚川市バスケットボール協会、妙高市バスケットボール協会、五泉市バスケットボール協会、佐渡バスケットボール協会、魚沼市バスケットボール協会、南魚沼市バスケットボール協会、新潟県学生バスケットボール連盟、新潟県家庭婦人バスケットボール連盟</p> <p>(2) 学識経験者の選出評議員数は、4名とする。</p>	<p>第2条(評議員の選出方法)</p> <p>(1) 加盟団体・傘下団体(以下、「加盟団体等」という。)からの選出評議員数は<b>12名</b>とし、当分の間、次に掲げる区分から各1名とする。</p> <p>柏崎バスケットボール協会、新発田市バスケットボール協会、小千谷市バスケットボール協会、十日町市バスケットボール協会、村上市バスケットボール協会、燕市バスケットボール協会、糸魚川市バスケットボール協会、妙高市バスケットボール協会、五泉市バスケットボール協会、佐渡バスケットボール協会、魚沼市バスケットボール協会、南魚沼市バスケットボール協会</p> <p>(2) 学識経験者の選出評議員数は、<b>6名</b>とする。</p>	<p>評議員間に生ずる任期のずれを解消するため。第3号議案(審議)の際に説明。</p> <p>加盟団体等からの選出14名⇒12名。 学識経験者からの選出数を2名増に改めた。</p>

第3条 (役員の選出方法)

(1) 理事の選出方法

ア 加盟団体等からの選出理事数は11名とし、当分の間、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 新潟市バスケットボール協会 2名
- (イ) 長岡市バスケットボール協会 1名
- (ウ) 上越市バスケットボール協会 1名
- (エ) 新潟県高等学校体育連盟 2名
- (オ) 新潟県中学校体育連盟 2名
- (カ) 新潟県クラブバスケットボール連盟 2名
- (キ) 新潟県ミニバスケットボール連盟 1名

イ 学識経験者の選出理事は、9名とする。

附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する  
平成29年3月20日一部改定

第3条 (役員の選出方法)

(1) 理事の選出方法

ア 加盟団体等からの選出理事数は11名とし、当分の間、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 新潟市バスケットボール協会 2名
- (イ) 長岡市バスケットボール協会 1名
- (ウ) 上越市バスケットボール協会 1名
- (エ) 新潟県高等学校体育連盟 2名
- (オ) 新潟県中学校体育連盟 2名
- (カ) 新潟県ミニバスケットボール連盟 1名
- (キ) 新潟県社会人バスケットボール連盟 2名

イ 学識経験者の選出理事は、9名とする。

附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する  
平成29年3月20日一部改定  
平成30年3月21日一部改定

新潟県社会人  
バスケットボー  
ル連盟の設立  
により、選出団  
体を変更。